

(19)日本国特許庁(JP)

(12)特許公報(B2)

(11)特許番号
特許第7538329号
(P7538329)

(45)発行日 令和6年8月21日(2024.8.21)

(24)登録日 令和6年8月13日(2024.8.13)

(51)国際特許分類 F I
 G 0 6 F 3/04842(2022.01) G 0 6 F 3/04842
 H 0 4 N 21/431(2011.01) H 0 4 N 21/431
 H 0 4 N 21/482(2011.01) H 0 4 N 21/482

請求項の数 10 (全22頁)

(21)出願番号	特願2023-507399(P2023-507399)	(73)特許権者	521431088
(86)(22)出願日	令和3年9月28日(2021.9.28)		北京字跳 網 絡 技 術 有 限 公 司
(65)公表番号	特表2023-537481(P2023-537481 A)		Beijing Zitiao Network Technology Co., Ltd.
(43)公表日	令和5年9月1日(2023.9.1)		中国北京市海淀区紫金数碼園4号楼2層
(86)国際出願番号	PCT/CN2021/121186		0207
(87)国際公開番号	WO2022/083427		0207, 2/F, Building
(87)国際公開日	令和4年4月28日(2022.4.28)		4, Zijin Digital Park, Haidian District, Beijing, P. R. China
審査請求日	令和5年2月2日(2023.2.2)	(74)代理人	100107766
(31)優先権主張番号	202011133640.1		弁理士 伊東 忠重
(32)優先日	令和2年10月21日(2020.10.21)	(74)代理人	100070150
(33)優先権主張国・地域又は機関	中国(CN)		

最終頁に続く

(54)【発明の名称】 横画面インタラクション方法、装置、電子機器及び記憶媒体

(57)【特許請求の範囲】

【請求項1】

横画面再生ページにおける第1表示領域内に作用する第1トリガ操作を受信することであり、前記第1表示領域が現在ビデオ作者の作者情報の表示領域を含み、前記現在ビデオ作者が前記横画面再生ページにおける第1目標ビデオの投稿者である、ことと、

前記第1トリガ操作にตอบสนองし、前記横画面再生ページの第2表示領域内に前記現在ビデオ作者の目標ビデオリストを表示させることとあり、前記目標ビデオリストに前記現在ビデオ作者が投稿した目標ビデオのビデオアイテムが含まれる、ことと、を含み、

前記第1トリガ操作にตอบสนองし、前記横画面再生ページにおいてチェックウィジェットを表示させることと、

前記チェックウィジェットに作用する第2トリガ操作が受信されたことにตอบสนองし、現在の表示ページを前記横画面再生ページから前記現在ビデオ作者の個人ホームページに切り替えて、前記個人ホームページにより前記現在ビデオ作者が投稿したビデオを展示させることと、をさらに含む、

横画面インタラクション方法。

【請求項2】

前記目標ビデオが第1目標ビデオ及び第2目標ビデオを含み、

前記横画面再生ページの第2表示領域内に現在ビデオ作者の目標ビデオリストを表示させた後には、

前記第2目標ビデオのビデオアイテムに作用するクリック操作が受信されたことにตอบสนอง

し、前記横画面再生ページにおいて前記クリック操作によって選択した前記第2目標ビデオを再生することがさらに含まれる、

請求項1に記載の横画面インタラクション方法。

【請求項3】

前記した、前記横画面再生ページにおいて前記クリック操作によって選択した第2目標ビデオを再生することは、

前記第1目標ビデオの第1履歴再生ポイントを前記第1目標ビデオが現在再生されている時点に更新して、前記クリック操作によって選択した前記第2目標ビデオの第2履歴再生ポイントを決定することと、

前記第2履歴再生ポイントを再生起点とし、前記横画面再生ページにおいて前記クリック操作によって選択した前記第2目標ビデオの再生を継続することと、を含む、

請求項2に記載の横画面インタラクション方法。

【請求項4】

前記第2表示領域内での前記目標ビデオリストの表示を停止することをさらに含む、

請求項2に記載の横画面インタラクション方法。

【請求項5】

前記現在の表示ページを前記横画面再生ページから前記現在ビデオ作者の個人ホームページに切り替えた後は、

前記個人ホームページにおける戻りウィジェットに作用する第3トリガ操作が受信されたことに応答し、現在の表示ページを前記個人ホームページから前記横画面再生ページに切り戻し、前記横画面再生ページにおいて前記第1目標ビデオを再生して前記目標ビデオリストを表示させることがさらに含まれる、

請求項1に記載の横画面インタラクション方法。

【請求項6】

前記横画面再生ページの第2表示領域内に前記現在ビデオ作者の目標ビデオリストを表示させる前には、

前記現在ビデオ作者が投稿した横画面ビデオを目標ビデオとして取得することが更に含まれ、前記横画面ビデオのビデオフレームの幅が該ビデオフレームの高さよりも大きい、

請求項1～5のいずれか1項に記載の横画面インタラクション方法。

【請求項7】

前記横画面再生ページにおける閉じウィジェットに作用する第4トリガ操作が受信されたことに応答し、現在の表示ページを前記横画面再生ページから縦画面再生ページに切り替えることと、

前記縦画面再生ページにおいて前記第1目標ビデオを再生し、もしくは、前記縦画面再生ページにおいて前記縦画面再生ページを用いて再生された最後の1つの履歴ビデオを再生することと、をさらに含む、

請求項1～5のいずれか1項に記載の横画面インタラクション方法。

【請求項8】

横画面再生ページにおける第1表示領域内に作用する第1トリガ操作を受信し、前記第1表示領域が現在ビデオ作者の作者情報の表示領域を含み、前記現在ビデオ作者が前記横画面再生ページにおける第1目標ビデオの投稿者であるように構成される操作受信モジュールと、

前記第1トリガ操作に応答し、前記横画面再生ページの第2表示領域内に前記現在ビデオ作者の目標ビデオリストを表示させ、前記目標ビデオリストに前記現在ビデオ作者が投稿した目標ビデオのビデオアイテムが含まれるように構成されるリスト表示モジュールと、を含む、

前記第1トリガ操作に応答し、前記横画面再生ページにおいてチェックウィジェットを表示させるように構成されるウィジェット表示モジュールと、

前記チェックウィジェットに作用する第2トリガ操作が受信されたことに応答し、現在の表示ページを前記横画面再生ページから前記現在ビデオ作者の個人ホームページに切り

10

20

30

40

50

替えて、前記個人ホームページにより前記現在ビデオ作者が投稿したビデオを展示させるように構成されるホームページ表示モジュールと、をさらに含む、

横画面インタラクション装置。

【請求項 9】

少なくとも 1 つのプロセッサと、

少なくとも 1 つのプログラムを記憶するように構成されるメモリとを含み、

前記少なくとも 1 つのプログラムが前記少なくとも 1 つのプロセッサにより実行されると、前記少なくとも 1 つのプロセッサは、請求項 1 ~ 7 のいずれか 1 項に記載の横画面インタラクション方法を実現する、

電子機器。

10

【請求項 10】

コンピュータプログラムが記憶されたコンピュータ可読記憶媒体であって、

前記コンピュータプログラムがプロセッサにより実行されると、請求項 1 ~ 7 のいずれか 1 項に記載の横画面インタラクション方法を実現する、

コンピュータ可読記憶媒体。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

[関連出願への相互参照]

本願は、2020年10月21日に中国国家知識産権局に出願された、出願番号が202011133640.1である中国特許出願の優先権を主張し、該出願の全ての内容を引用により本願に援用する。

20

【0002】

[技術分野]

本開示の実施例は、コンピュータの技術分野に関し、例えば、横画面インタラクション方法、装置、電子機器及び記憶媒体に関する。

【背景技術】

【0003】

現在、電子機器にインストールされたビデオ再生機能を持つソフトウェアは、通常、ビデオの横画面再生をサポートしている。

30

【0004】

横画面でビデオを再生する場合、ユーザは、現在視聴しているビデオのビデオ作者が投稿した他のビデオをチェックしたいとき、横画面再生ページにおける対応ウィジェットをクリックする必要がある。対応して、コンピュータ機器は、ユーザのクリック操作が検知されると、まず、現在の表示ページを横画面再生ページから縦画面再生ページに切り替えてから、さらに、現在の表示ページを縦画面再生ページから該ビデオ作者の個人ホームページに切り替え、これにより、ユーザは、該個人ホームページにおいて該ビデオ作者が投稿したビデオをチェックできるようになる。

【0005】

しかしながら、関連技術におけるビデオチェック方式には、2回のページ切り替えが必要とされ、操作が煩わしく、ユーザのビデオの視聴に不利である。

40

【発明の概要】

【0006】

本開示の実施例は、ビデオ作者の他のビデオのチェックに必要な操作を簡略化するための横画面インタラクション方法、装置、電子機器及び記憶媒体を提供する。

【0007】

第1側面によれば、本開示の実施例は、

横画面再生ページにおける第1表示領域内に作用する第1トリガ操作を受信し、前記第1表示領域が現在ビデオ作者の作者情報の表示領域を含み、前記現在ビデオ作者が前記横画面再生ページにおける第1目標ビデオの投稿者であることと、

50

前記第1トリガ操作にตอบสนองし、前記横画面再生ページの第2表示領域内に前記現在ビデオ作者の目標ビデオリストを表示させ、前記目標ビデオリストに前記現在ビデオ作者が投稿した目標ビデオのビデオアイテムが含まれることと、を含む横画面インタラクション方法を提供する。

【0008】

第2側面によれば、本開示の実施例は、

横画面再生ページにおける第1表示領域内に作用する第1トリガ操作を受信し、前記第1表示領域が現在ビデオ作者の作者情報の表示領域を含み、前記現在ビデオ作者が前記横画面再生ページにおける第1目標ビデオの投稿者であるように構成される操作受信モジュールと、

10

前記第1トリガ操作にตอบสนองし、前記横画面再生ページの第2表示領域内に前記現在ビデオ作者の目標ビデオリストを表示させ、前記目標ビデオリストに前記現在ビデオ作者が投稿した目標ビデオのビデオアイテムが含まれるように構成されるリスト表示モジュールと、を含む横画面インタラクション装置をさらに提供する。

【0009】

第3側面によれば、本開示の実施例は、

1つ又は複数のプロセッサと、

1つ又は複数のプログラムを記憶するように構成されるメモリとを含み、

前記1つ又は複数のプログラムが前記1つ又は複数のプロセッサにより実行されると、前記1つ又は複数のプロセッサは、本開示の実施例に記載の横画面インタラクション方法を実現する電子機器をさらに提供する。

20

【0010】

第4側面によれば、本開示の実施例は、コンピュータプログラムが記憶されたコンピュータ可読記憶媒体をさらに提供し、該プログラムがプロセッサにより実行されると、本開示の実施例に記載の横画面インタラクション方法を実現する。

【図面の簡単な説明】

【0011】

図面を通して、同じ又は類似する符号は、同じ又は類似する要素を示す。図面は模式的なものであり、コンポーネント及び要素は必ずしも比率に従って描かれたものではないことを理解すべきである。

30

【0012】

【図1】本開示の実施例に係る1つの横画面インタラクション方法のフローの模式図である。

【図2】本開示の実施例に係る1つの横画面再生ページの模式図である。

【図3】本開示の実施例に係る1つの目標ビデオリストの模式図である。

【図4】本開示の実施例に係る他の目標ビデオリストの模式図である。

【図5】本開示の実施例に係る3つ目の目標ビデオリストの模式図である。

【図6】本開示の実施例に係る1つのビデオアイテムロードの模式図である。

【図7】本開示の実施例に係る他の横画面インタラクション方法のフローの模式図である。

【図8】本開示の実施例に係る他のビデオアイテムロードの模式図である。

40

【図9】本開示の実施例に係る1つの横画面インタラクション装置の構造ブロック図である。

【図10】本開示の実施例に係る1つの電子機器の構造模式図である。

【発明を実施するための形態】

【0013】

以下、図面を参照しながら本開示の実施例についてより詳細に説明する。図面に本開示のいくつかの実施例が示されているが、本開示は、様々な形式で実現でき、ここに記述される実施例に限定されるものと解釈されるべきではなく、むしろ、本開示をより明瞭かつ完全に理解するために、これらの実施例が提供されていると理解されるべきである。本開示の図面及び実施例は、例示的なものに過ぎず、本開示の保護範囲を限定するためのもの

50

ではないことが理解されるべきである。

【0014】

本開示の方法の実施形態に記載の各ステップは、異なる順序で実行されてもよいし、及び/又は並行して実行されてもよいことが理解されるべきである。また、方法の実施形態は、追加のステップを含み、及び/又は示されたステップの実行を省略してもよい。本開示の範囲は、この点で制限されない。

【0015】

本発明で使用される用語「含む」及びその変形は、非限定的な包含であり、即ち、「含むが、これらに限定されない」を意味する。用語「基づく」は、「少なくとも部分的に基づく」という意味である。用語「1つの実施例」は、「少なくとも1つの実施例」を表し、用語「別の実施例」は、「少なくとも1つの別の実施例」を表し、用語「いくつかの実施例」は、「少なくともいくつかの実施例」を表す。他の用語の関連定義は、以下の記述で与えられる。

【0016】

なお、本開示に言及される「第1」、「第2」などの概念は、異なる装置、モジュール又はユニットを区分するためのものに過ぎず、これらの装置、モジュール又はユニットが実行する機能の順序又は相互依存関係を限定するためのものでもない。

【0017】

なお、本開示中で言及される「1つ」、「複数」という修飾は、例示的なものであり、限定的なものではなく、当業者であれば、本明細書で特に明記されていない限り、「1つ又は複数」と理解すべきであることを、理解すべきである。

【0018】

本開示の実施形態における複数の装置間でインタラクトされるメッセージもしくは情報の名称は、説明するためのものに過ぎず、これらのメッセージ又は情報の範囲を限定するためのものではない。

【0019】

図1は、本開示の実施例に係る1つの横画面インタラクション方法のフローの模式図である。該方法は、横画面インタラクション装置により実行可能であり、そのうち、該装置はソフトウェア及び/又はハードウェアにより実現可能であり、電子機器に配置可能であり、典型的には、スマートフォン又はタブレットコンピュータに配置されてもよい。例えば、本開示の実施例に係る撮影方法は、横画面でビデオを視聴するとき現在のビデオの作者が投稿したビデオをチェックするシーンに適している。図1に示すように、本実施例に係る横画面インタラクション方法は、以下を含んでもよい。

【0020】

S101において、横画面再生ページにおける第1表示領域内に作用する第1トリガ操作を受信し、前記第1表示領域が現在ビデオ作者の作者情報の表示領域を含み、前記現在ビデオ作者が前記横画面再生ページにおける第1目標ビデオの投稿者である。

【0021】

そのうち、横画面再生ページは、電子機器の横画面モードを用いて再生を行う場合の再生ページとして理解でき、該再生ページにおける、再生するビデオの画面の表示のための領域の幅はその高さよりも大きい。第1目標ビデオは、第1トリガ操作が受信されるときに横画面再生ページにおいて表示されているビデオフレームが属するビデオであり、対応して、現在ビデオ作者は、第1目標ビデオを投稿するビデオ作者である。第1トリガ操作は、任意の、横画面再生ページの第1表示領域内での現在ビデオ作者の目標ビデオリストの表示をトリガするための、横画面再生ページにおける第1表示領域に作用可能な操作、例えば、該第1表示領域内に作用するクリック操作又はスワイプ操作などであってもよい。第1表示領域は、横画面再生ページ内の現在ビデオ作者の作者情報の表示領域であってもよく、該作者情報は現在ビデオ作者のアイコン及び/又はユーザ名を含んでもよい。横画面再生ページに、電子機器に目標ビデオリストを表示するように指示するためだけのリストウィジェットが設定されている場合に、プリセット表示領域は、該リストウィジェッ

10

20

30

40

50

トの表示領域をさらに含んでもよいことを理解できる。以下、第1表示領域が現在ビデオ作者のアイコン及びユーザ名の表示領域であり、第1トリガ操作が第1表示領域内に作用するクリック操作であることを例に説明する。

【0022】

図2に示すように、電子機器は、横画面再生ページを表示し、横画面再生ページにおいて第1目標ビデオが展示され、且つ第1表示領域21に該第1目標ビデオの現在ビデオ作者のアイコン211及びユーザ名212が表示され、ユーザは、現在ビデオ作者の目標ビデオリストをチェックしたい場合に、横画面再生ページにおいて表示された現在ビデオ作者のアイコン211及び/又はユーザ名212をクリックし、対応して、電子機器は、現在ビデオ作者のアイコン211及び/又はユーザ名212に作用するクリック操作が検知されると、第1トリガ操作が受信されたと決定する。

10

【0023】

S102において、前記第1トリガ操作に応答し、前記横画面再生ページの第2表示領域内に前記現在ビデオ作者の目標ビデオリストを表示させ、前記目標ビデオリストに前記現在ビデオ作者が投稿した目標ビデオのビデオアイテムが含まれる。

【0024】

そのうち、目標ビデオリストは、現在ビデオ作者が投稿した目標ビデオのビデオアイテムが表示されたリストである。該目標ビデオは、現在ビデオ作者が投稿したビデオであってもよいし、現在ビデオ作者が投稿した、プリセット条件に合致するビデオであってもよく、該プリセット条件は、ニーズに応じて設定可能であり、例えば、プリセット条件は、投稿時間がプリセット時間範囲内にある、又はビデオフレームのアスペクト比がプリセット範囲内にある、などと設定されてもよく、本実施例は、これについて制限しない。横画面再生ページにおいて再生を行うときの再生効果を考慮し、例えば、該プリセット条件は、ビデオフレームのアスペクト比がプリセット閾値よりも大きいと設定されてもよく、該プリセット閾値はニーズに応じて、1以上のいずれかの数値に設定されてもよく、例えば、1又は16/9などに設定されてもよい。プリセット閾値が1であると、例えば、前記横画面再生ページの第2表示領域内に現在ビデオ作者の目標ビデオリストを表示させる前に、現在ビデオ作者が投稿した横画面ビデオを目標ビデオとして取得することが更に含まれ、このとき、前記横画面ビデオのビデオフレームの幅はビデオフレームの高さよりも大きい。目標ビデオのビデオアイテムは、目標ビデオのビデオ情報、例えば、目標ビデオのビデオカバー及びブックマークされた回数などであると理解できる。第2表示領域は、目標ビデオリストが表示されるプリセット領域であってもよく、それは横画面再生ページにおけるいずれかの領域、例えば、横画面再生ページにおける上側、下側、左側又は右側に位置する領域などであってもよく、本実施例は、第2表示領域が横画面再生ページにおける下側に位置するプリセット領域であることを例にとる。

20

30

【0025】

本実施例において、図3に示すように、第2表示領域22に表示された現在ビデオ作者が投稿した目標ビデオのビデオアイテムは、ビデオカバーの形式で呈出してもよく、該ビデオカバーは目標ビデオアイテムにおけるビデオフレーム又はユーザが選出した画像であってもよく、それは静的なカバー又は動的なカバーであってもよく、該ビデオカバーにさらに、目標ビデオのブックマークされた回数が表示されてもよい。各目標ビデオのビデオアイテムの目標ビデオリストにおける順序は、ニーズに応じて設定可能であり、例えば、各目標ビデオのブックマークされた回数/視聴された回数/転送された回数の高から低の順序に従い、各目標ビデオのビデオアイテムを並べてもよいし、各目標ビデオの現在ビデオ作者の個人ホームページにおける前後の順序に従い、各目標ビデオのビデオアイテムを並べてもよい。目標ビデオリストには、第1目標ビデオのビデオアイテム221が含まれてもよく、さらに、第2目標ビデオのビデオアイテム222が含まれてもよく、第1目標ビデオのビデオアイテム221は第2目標ビデオのビデオアイテム222と異なる展示表示で展示されてもよく、例えば、異なる輝度での第1目標ビデオのビデオカバーの展示、第1目標ビデオのビデオカバーのための異なる枠の設定及び/又は第1目標ビデオのビデオ

40

50

オカバーでの再生マークの設定などでもよい。

【0026】

本実施例において、目標ビデオリストが表示されるとき、デフォルトで目標ビデオリスト内のプリセットビデオアイテムが位置付けられてもよく、該プリセットビデオアイテムは第1目標ビデオのビデオアイテム、目標ビデオリストにおける1番目の目標ビデオのビデオアイテム、目標ビデオリストにおける最後の1つの目標ビデオのビデオアイテム、目標ビデオリストにおける中間に位置する目標ビデオのビデオアイテムなどであってもよい。例えば、プリセットビデオアイテムは、ユーザの第1目標ビデオに対する位置の特定を容易にするために、第1目標ビデオに設定されてもよい。このとき、第1目標ビデオのビデオアイテムは、例えば、第2表示領域内に比較的多くの各目標ビデオのビデオアイテムを表示可能にする位置に表示され、例えば、第2表示領域が5つの目標ビデオのビデオアイテムを表示可能であることを例にとると、第1トリガ操作にตอบสนองして目標ビデオリストを表示させるとき、目標ビデオリストにおける第1目標ビデオの前に位置するビデオアイテム及び第1目標ビデオの後に位置するビデオアイテムの数量がいずれも2つ以上であれば、第2表示領域の中間位置に第1目標ビデオのビデオアイテムを表示させてもよく、目標ビデオリストにおける目標ビデオのビデオアイテムの前に位置するビデオアイテムの数量が2つよりも少なければ、図4及び図5に示すように（図面では、1番目の目標ビデオが第1目標ビデオであることを例としている）、第2表示領域の最左側に目標ビデオリストにおける1番目の目標ビデオのビデオアイテムを表示させて、目標ビデオリストにおける各ビデオアイテムの順序に従い、1番目の目標ビデオのビデオアイテムの後に位置するビデオアイテムを表示させてもよく、第1目標ビデオのビデオアイテムが目標ビデオリストの4番目のビデオアイテムで、且つ目標ビデオリストに4つ又は5つのビデオアイテムのみが含まれる場合、第2表示領域における4番目のビデオアイテムが表示されるための位置に第1目標ビデオのビデオアイテムを表示させてもよく、第1目標ビデオのビデオアイテムが目標ビデオリストの5番目のビデオアイテムで、且つ目標ビデオリストに5つのビデオアイテムのみが含まれる場合、第2表示領域における5番目のビデオアイテムが表示されるための位置に第1目標ビデオのビデオアイテムを表示させてもよい。

10

20

【0027】

例示的に、電子機器は、第1トリガ操作が受信されると、現在ビデオ作者が投稿したビデオにおけるビデオフレームの幅がビデオフレームの高さよりも大きい横画面ビデオを目標ビデオとして選出し、各目標ビデオの現在ビデオ作者の個人ホームページにおける順序に従い、各目標ビデオのビデオアイテムに対して並べ替えを行い、目標ビデオリストを得て、第2表示領域内に目標ビデオリストにおける目標ビデオのビデオアイテムを表示させることができる。ここで、ロードが未だ完了していない場合、各目標ビデオのビデオアイテムは、予め設定されたプレースホルダーイメージの形式で呈出してもよく、図6に示すように、該プレースホルダーイメージにより各目標ビデオのビデオアイテムの表示位置が指示され、且つある目標ビデオのビデオアイテムのロードが完了した後、対応する目標ビデオのプレースホルダーイメージを該目標ビデオのビデオアイテムに置き換えることができる。また、1つ又は複数の目標ビデオのビデオアイテムのロードが失敗すると、ロード失敗提示ウィンドウをポップアップさせ、且つユーザが該ロード失敗提示ウィンドウを閉じる操作をトリガしたことが検知されると、該ビデオロード提示ウィンドウを閉じ、もしくは、該ロード失敗提示ウィンドウがプリセット時間長さ（例えば3s又は5sなど）表示された後、該ロード失敗提示ウィンドウを自動的に閉じることができる。

30

40

【0028】

1つの実施形態において、本実施例に係る横画面インタラクション方法は、目標ビデオのビデオアイテムの表示を停止するための表示停止トリガ操作が受信されると、前記プリセット表示領域内での前記目標ビデオリストの表示を停止することをさらに含んでもよい。ここで、該表示停止トリガ操作は、横画面再生ページにおける空白領域（即ち、第1表示領域及び第2表示領域以外で如何なるウィジェットも表示されていない領域）内に位置するか又は第1表示領域内に位置するクリック操作であってもよい。本実施形態において

50

、電子機器は、さらに、ユーザのトリガ操作に基づいて目標ビデオリストの表示を停止することができ、即ち、ユーザは、目標ビデオリストを表示させないように電子機器を制御したい場合に、横画面再生ページにおける空白領域又は第1表示領域をクリックすることができ、対応して、電子機器は、ユーザが横画面再生ページの空白領域又は第1表示領域をクリックする操作が検知されると、表示停止トリガ操作が受信されたと決定して、第2表示領域での目標ビデオリストの表示を停止する。

【0029】

本実施例に係る横画面インタラクション方法は、横画面再生ページにおける第1目標ビデオの現在ビデオ作者の作者情報が表示されるための第1表示領域内に作用する第1トリガ操作を受信して、該第1トリガ操作にตอบสนองし、横画面再生ページの第2表示領域内に現在ビデオ作者が投稿した目標ビデオのビデオアイテムを含む目標ビデオリストを表示させる。本実施例は、上記技術態様を採用することで、直接横画面再生ページにおいて現在ビデオ作者が投稿した目標ビデオのビデオアイテムを表示させるので、縦画面再生ページ及び現在ビデオ作者の個人ホームページへの切り替えが必要なく、現在ビデオ作者のビデオのチェックに必要な操作を簡略化することができる。加えて、直接横画面再生ページにおいて現在ビデオ作者が投稿した目標ビデオのビデオアイテムを表示させるので、横画面再生ページから離れる必要がなく、ユーザが現在ビデオ作者のビデオをチェックするときに第1目標ビデオの視聴を継続できることを可能にし、ユーザの横画面での視聴体験を向上させる。

【0030】

図7は、本開示の実施例に係る他の横画面インタラクション方法のフローの模式図であり、本実施例における態様は、上記実施例における1つ又は複数の例示的な態様と組み合わせることができる。本実施例において、例えば、前記目標ビデオは、第1目標ビデオ及び第2目標ビデオを含み、前記横画面再生ページの第2表示領域内に現在ビデオ作者の目標ビデオリストを表示させた後に、第2目標ビデオのビデオアイテムに作用するクリック操作が受信されると、前記横画面再生ページにおいて前記クリック操作によって選択した第2目標ビデオを再生することがさらに含まれる。

【0031】

例えば、本実施例に係る横画面インタラクション方法は、前記第1トリガ操作にตอบสนองし、前記横画面再生ページにおいてチェックウィジェットを表示させることと、前記チェックウィジェットに作用する第2トリガ操作が受信されると、現在の表示ページを前記横画面再生ページから前記現在ビデオ作者の個人ホームページに切り替えて、前記個人ホームページにより前記現在ビデオ作者が投稿したビデオを展示させることと、をさらに含んでもよい。

【0032】

例えば、前記のとおり、現在の表示ページを前記横画面再生ページから前記現在ビデオ作者の個人ホームページに切り替えた後に、前記個人ホームページにおける戻りウィジェットに作用する第3トリガ操作が受信されると、現在の表示ページを前記個人ホームページから前記横画面再生ページに切り戻し、前記横画面再生ページにおいて前記第1目標ビデオを再生して前記目標ビデオリストを表示させることがさらに含まれる。

【0033】

例えば、本実施例に係る横画面インタラクション方法は、前記横画面再生ページにおける閉じウィジェットに作用する第4トリガ操作が受信されると、現在の表示ページを前記横画面再生ページから縦画面再生ページに切り替えることと、前記縦画面再生ページにおいて前記第1目標ビデオを再生し、もしくは、前記縦画面再生ページにおいて前記縦画面再生ページを用いて再生された最後の1つの履歴ビデオを再生することと、をさらに含んでもよい。

【0034】

対応して、図7に示すように、本実施例に係る横画面インタラクション方法は、以下を含んでもよい。

10

20

30

40

50

【 0 0 3 5 】

S 2 0 1において、横画面再生ページにおける第 1 表示領域内に作用する第 1 トリガ操作を受信し、前記第 1 表示領域は現在ビデオ作者の作者情報の表示領域を含み、前記現在ビデオ作者が前記横画面再生ページにおける第 1 目標ビデオの投稿者である。

【 0 0 3 6 】

S 2 0 2において、前記第 1 トリガ操作にตอบสนองし、前記横画面再生ページの第 2 表示領域内に前記現在ビデオ作者の目標ビデオリスト及びチェックウィジェットを表示させ、S 2 0 3、S 2 0 4又はS 2 0 6を実行し、前記目標ビデオリストに前記現在ビデオ作者が投稿した目標ビデオのビデオアイテムが含まれ、前記目標ビデオは第 1 目標ビデオ及び第 2 目標ビデオを含む。

10

【 0 0 3 7 】

本実施例において、図 3 ~ 5 を参照して、電子機器は、第 1 トリガ操作にตอบสนองし、第 2 表示領域内に現在ビデオ作者の目標ビデオリストを表示させると同時に、さらに、横画面再生ページに現在ビデオ作者の個人ホームページにアクセスするためのチェックウィジェット 2 3 を表示させてもよく、これにより、それ以降、ユーザが該チェックウィジェット 2 3 をトリガすることで現在ビデオ作者の個人ホームページにアクセスすることを容易にする。

【 0 0 3 8 】

ここで、チェックウィジェット 2 3 の位置は、柔軟に設定可能であり、例えば、第 2 表示領域 2 2 に表示された目標ビデオのビデオアイテムの数量から影響を受けない固定位置、例えば第 1 表示領域の外部の上などに設定されてもよいし、第 2 表示領域 2 2 に表示された目標ビデオのビデオアイテムの数量の違いに伴って変化する位置であってもよく、第 2 表示領域 2 2 が 5 つの目標ビデオのビデオアイテムを表示可能であることを例にとると、第 2 表示領域 2 2 に表示されたビデオアイテムが第 2 表示領域 2 2 を完全に占めることができる（即ち、第 2 表示領域 2 2 に 5 つのビデオアイテムが表示されている）か又は第 2 表示領域 2 2 に 4 つのビデオアイテムが表示されている場合、図 3 に示すように、第 2 表示領域 2 2 の上の右側寄りの位置にチェックウィジェット 2 3 を表示させてもよく、第 2 表示領域 2 2 に表示されたビデオアイテムの数量が 3 つよりも小さい又は等しい場合、図 4 及び 5 に示すように、第 2 表示領域 2 2 内の最右側に表示されたビデオアイテムの後ろにチェックウィジェット 2 3 を表示させてもよい。

20

30

【 0 0 3 9 】

S 2 0 3において、第 2 目標ビデオのビデオアイテムに作用するクリック操作を受信されると、前記横画面再生ページにおいて前記クリック操作によって選択した第 2 目標ビデオを再生し、操作を終了する。

【 0 0 4 0 】

ここで、第 2 目標ビデオは、第 1 目標ビデオ以外の他の目標ビデオと理解でき、対応して、クリック操作によって選択した第 2 目標ビデオは、該クリック操作がクリックしたビデオアイテムに対応する第 2 目標ビデオであると理解できる。

【 0 0 4 1 】

本実施例において、電子機器は、第 1 目標ビデオを、ユーザが目標ビデオリストにおいて選択した目標ビデオに切り替えることができる。例えば、電子機器は、横画面再生ページにおいて現在ビデオ作者の目標ビデオリストを表示させ、ユーザは、目標ビデオリストにおけるある目標ビデオを視聴したい場合、横画面再生ページにおいて表示された該目標ビデオのビデオアイテムをクリックし、対応して、電子機器は、横画面再生ページにおけるあるビデオアイテムに作用するクリック操作が検知されると、該ビデオアイテムが第 2 目標ビデオのビデオアイテムであるか否かを判断することができ、そうであれば、横画面再生ページにおいて該第 2 目標ビデオを再生し、即ち、横画面再生ページにおける第 1 目標ビデオを該第 2 目標ビデオに置き換え、そうでなければ、該クリック操作に対して応答を行わず、もしくは、該第 1 目標ビデオを改めて再生してもよい。

40

【 0 0 4 2 】

50

本ステップにおいて、ある第2目標ビデオを再生する場合、該第2目標ビデオの開始位置を再生起点として該第2目標ビデオを再生し、即ち、該第2目標ビデオの第1フレームのビデオフレームから該第2目標ビデオの再生を開始してもよいし、該第2目標ビデオが最後に再生された時点を起点として該第2目標ビデオの再生を継続してもよく、これにより、ユーザの視聴体験をさらに向上させる。

【0043】

1つの実施形態において、第2目標ビデオが最後に再生された時点を起点として該第2目標ビデオの再生を継続する場合、前記横画面再生ページにおいて前記クリック操作によって選択した第2目標ビデオを再生することは、前記第1目標ビデオの第1履歴再生ポイントを前記第1目標ビデオが現在再生されている時点に更新して、前記第2目標ビデオの第2履歴再生ポイントを決定することと、前記第2履歴再生ポイントを再生起点とし、前記横画面再生ページにおいて前記クリック操作によって選択した第2目標ビデオの再生を継続することと、を含む。

10

【0044】

上記実施形態において、第1履歴再生ポイントは、第1目標ビデオの履歴再生ポイントであり、第2履歴再生ポイントは、クリック操作によって選択した第2目標ビデオの履歴再生ポイントであり、ある目標ビデオ（第1目標ビデオ又は第2目標ビデオを含む）の履歴再生ポイントは、該目標ビデオが最後に再生された時点として理解でき、該最後に再生された時点は、目標ビデオの、ユーザがアカウントのログインを行ってから該目標ビデオを最後に視聴した時に目標ビデオが再生された時点であってもよいし、今回横画面再生モードに入ってからユーザが該目標ビデオを最後に視聴した時に目標ビデオが再生された時点であってもよく、このとき、ユーザが横画面再生モードに入って、ある目標ビデオを最初に視聴した場合、即ち、電子機器に該目標ビデオの履歴再生ポイントが記録されていない場合、電子機器は、該目標ビデオの開始ポイントから該目標ビデオの再生を開始し、ユーザが横画面再生モードにおいて該目標ビデオを再度視聴する場合、電子機器は、最後に視聴された時点を基に、該目標ビデオの再生を継続し、ユーザが横画面再生モードを退出してから該目標ビデオを再度視聴する場合、電子機器は、該目標ビデオの開始ポイントから該目標ビデオを改めて再生し、対応して、ユーザのトリガ操作に基づいて横画面再生モードから縦画面再生モードに切り替えられた後、電子機器はさらに、横画面再生モードにおいて記録した各目標ビデオの再生された時点の情報をクリアすることもできる。ここで、電子機器は、横画面再生ページから縦画面再生ページに直接又は間接的に切り替えられると、ユーザが横画面再生モードを退出し、即ち、今回の横画面再生が終了したと決定可能である。

20

30

【0045】

例示的に、電子機器は、第2目標ビデオのビデオアイテムに作用するクリック操作が受信されると、第1目標ビデオが現在再生されている時点を第1目標ビデオの第1履歴再生ポイントとして記録し、該クリック操作によって選択した第2目標ビデオに予め記録された第2履歴再生ポイントが存在するか否かを判断し、存在する場合、該第2目標ビデオの第2履歴再生ポイントを再生起点とし、横画面再生ページにおいて該第2目標ビデオの再生を継続し、存在しない場合、該第2目標ビデオの開始ポイントを再生起点とし、横画面再生ページにおいて該第2目標ビデオを再生する。

40

【0046】

上記実施形態において、電子機器は、受信したクリック操作によって選択した第2目標ビデオを再生する場合、現在ビデオ作者の目標ビデオリストを表示させても表示させなくてもよく、即ち、電子機器がある第2目標ビデオのビデオアイテムに作用するクリック操作を受信したとき、電子機器は、横画面再生ページにおいて該第2目標ビデオを再生して第2表示領域での現在ビデオ作者の目標ビデオリストの表示を継続してもよいし、横画面再生ページにおいて該第2目標ビデオを再生して、現在ビデオ作者の目標ビデオリストの表示を停止してもよく、本実施例は、これについて制限しない。

【0047】

50

1つの実施形態において、ユーザはさらに、スワイプ操作により第2表示領域に表示されたビデオアイテムを更新可能であり、この場合、例えば、前記横画面再生ページの第2表示領域内に前記現在ビデオ作者の目標ビデオリストを表示させた後に、前記第2表示領域内に作用する目標スワイプ操作が受信されると、前記第2表示領域内に表示されたビデオアイテムを前記目標スワイプ操作のスワイプ方向に沿って移動するように制御し、前記第2表示領域内に表示されたビデオアイテムを更新することがさらに含まれる。

【0048】

ここで、目標スワイプ操作は、スワイプ方向が第2表示領域内の各ビデオアイテムの整列方向と同じであるスワイプ操作であってもよく、即ち、各目標ビデオのビデオアイテムが第2表示領域内で横方向の行列に整列する場合、目標スワイプ操作は、横方向のスワイプ操作であってもよく、各目標ビデオのビデオアイテムが第2表示領域内で縦方向の行列に整列する場合、目標スワイプ操作は、縦方向のスワイプ操作であってもよい。

【0049】

各目標ビデオのビデオアイテムが第2表示領域内で横方向の行列に整列することを例にとると、ユーザは、第2表示領域内に表示されたビデオアイテムを更新したい場合、第2表示領域内で横方向のスワイプを行ってもよく、対応して、電子機器は、ユーザが第2表示領域内で横方向のスワイプを行ったことが検知されると、目標スワイプ操作が受信されたと決定し、第2表示領域内の各ビデオアイテムを該横方向のスワイプ操作のスワイプ方向に沿って同期して移動するように制御して、既にロードされたビデオアイテムの他方側に位置するビデオアイテムの表示をロードし、即ち、ユーザが右にスワイプすると、第2表示領域内の各ビデオアイテムを同期して右に移動するように制御して、既に表示された最左側のビデオアイテムの左側に位置する他のビデオアイテムをロードし、ユーザが左にスワイプすると、第2表示領域内の各ビデオアイテムを同期して左に移動するように制御して、既に表示された最右側のビデオアイテムの右側に位置する他のビデオアイテムをロードする。そのうち、該他のビデオアイテムが未だロードに成功していない場合には、図8に示すように（図面において、第2表示領域内の最右側のビデオアイテムが、ロードされる必要な他のビデオアイテムであることを例にとって）、該他のビデオアイテムは、第2表示領域においてプレースホルダーイメージの形式で呈出してもよく、該他のビデオアイテムがビデオをロードしているとき、ビデオロード提示ウィンドウをポップアップさせてユーザに対して提示してもよい。

【0050】

S204において、前記チェックウィジェットに作用する第2トリガ操作が受信されると、現在の表示ページを前記横画面再生ページから前記現在ビデオ作者の個人ホームページに切り替えて、前記個人ホームページにより前記現在ビデオ作者が投稿したビデオを展示させる。

【0051】

ここで、第2トリガ操作は、電子機器に、現在の表示ページを横画面再生ページから現在ビデオ作者の個人ホームページに切り替えるように指示することに使用可能であり、チェックウィジェットに作用するクリック操作又はスワイプ操作などであってもよく、以下、第2トリガ操作がチェックウィジェットに作用するクリック操作であることを例にとる。現在ビデオ作者の個人ホームページに切り替えられると、第1目標ビデオのビデオカバーは、個人ホームページにおいて他のビデオのビデオカバーと異なる様式で展示されてもよく、これにより、ユーザが横画面再生ページにおいて視聴したばかりの第1目標ビデオを決定することを容易にする。

【0052】

例えば、電子機器は、第1トリガ操作が受信されると、横画面再生ページにおいて現在ビデオ作者の目標ビデオリスト及びチェックウィジェットを表示させ、ユーザは、現在ビデオ作者が投稿した全てのビデオ（目標ビデオ及び非目標ビデオを含む）のビデオリストをチェックしたい場合、もしくは、ユーザは、現在ビデオ作者に表示された他の情報（例えば、現在ビデオ作者のタイムライン又はブックマークしたビデオなどの情報）をチェッ

10

20

30

40

50

クするか、もしくは個人ホームページにおいて表示されたウィジェットをトリガするために、現在の表示ページを現在ビデオ作者の個人ホームページに切り替えたい場合、横画面再生ページにおいて表示されたチェックウィジェットをクリックすることができ、対応して、電子機器は、ユーザが横画面再生ページにおけるチェックウィジェットをクリックしたことが検知されると、第2トリガ操作が受信されたと決定し、現在の表示ページを横画面再生ページから現在ビデオ作者の個人ホームページに切り替え、即ち、横画面再生ページの表示を停止し、第1目標ビデオの再生を停止して、現在ビデオ作者の個人ホームページを表示させる。

【0053】

S205において、前記個人ホームページにおける戻りウィジェットに作用する第3トリガ操作が受信されると、現在の表示ページを前記個人ホームページから前記横画面再生ページに切り戻し、前記横画面再生ページにおいて前記第1目標ビデオを再生して前記目標ビデオリストを表示させ、操作を終了する。

10

【0054】

ここで、第3トリガ操作は、電子機器に、現在の表示ページを、個人ホームページから、それが個人ホームページに切り替えられる前のページに戻すように指示することに使用可能であり、本実施例において、現在の表示ページが横画面再生ページから現在ビデオ作者の個人ホームページに切り替えられた後、第3トリガ操作は、電子機器に、現在の表示ページを現在ビデオ作者の個人ホームページから横画面再生ページに切り戻すよう指示することに使用可能である。第3トリガ操作は、戻りウィジェットに作用するクリック操作又はスワイプ操作などであってもよく、以下、第3トリガ操作が戻りウィジェットに作用するクリック操作であることを例にとる。

20

【0055】

例えば、電子機器は、現在ビデオ作者の個人ホームページを表示させて、個人ホームページにおいて現在ビデオ作者が投稿したビデオのビデオ、現在ビデオ作者のタイムライン及び/又は現在ビデオ作者がブックマークしたビデオを表示させ、ユーザは、横画面再生ページに戻ってビデオを視聴したい場合、現在ビデオ作者の個人ホームページにおいて表示された戻りウィジェットをクリックすることができ、対応して、電子機器は、ユーザが個人ホームページにおける戻りウィジェットをクリックしたことが検出されると、現在表示されている個人ホームページを横画面再生ページから切り替えられて入ったものとして決定し、現在の表示ページを現在ビデオ作者の個人ホームページから横画面再生ページに切り戻して、横画面再生ページを、それが現在ビデオ作者の個人ホームページに切り替えられる際の状態に復元し、即ち、横画面再生ページにおいて第1目標ビデオの再生を継続して、横画面再生ページの第2表示領域に現在ビデオ作者の目標ビデオリストを表示させる。

30

【0056】

S206において、前記横画面再生ページにおける閉じウィジェットに作用する第4トリガ操作が受信されると、現在の表示ページを前記横画面再生ページから縦画面再生ページに切り替える。

【0057】

40

S207において、前記縦画面再生ページにおいて前記第1目標ビデオを再生し、もしくは、前記縦画面再生ページにおいて前記縦画面再生ページを用いて再生された最後の1つの履歴ビデオを再生する。

【0058】

本実施例において、第4トリガ操作は、電子機器に、横画面再生モードを退出するように指示することに使用可能であり、即ち、現在の表示ページを横画面再生ページから縦画面再生ページに切り替え、第4トリガ操作は、横画面再生ページにおける閉じウィジェットに作用するクリック操作又はスワイプ操作などであってもよく、以下、第4トリガ操作が横画面再生ページにおける閉じウィジェットに作用するクリック操作であることを例にとる。ここで、横画面再生モードは、縦画面再生モードから切り替えられて入ることがで

50

き、対応して、縦画面再生ページを用いて再生された最後の1つの履歴ビデオは、電子機器が現在の表示ページを縦画面再生ページから横画面再生ページに切り替える時に縦画面再生ページにおいて表示されていたビデオであってもよい。

【0059】

例えば、図2～5に示すように、電子機器は、横画面再生ページを表示し、横画面再生ページの設定位置（例えば、横画面再生ページの右上隅）に閉じウィジェット24を表示させて、横画面再生ページにおいて第1目標ビデオを表示させ、ユーザは、横画面再生モードを退出したい場合に、該閉じウィジェット24をクリックし、対応して、電子機器は、ユーザが横画面再生ページにおける閉じウィジェット24をクリックしたことが検知されると、第4トリガ操作が受信されたと決定し、現在の表示ページを横画面再生ページから縦画面再生ページに切り替えて該縦画面再生ページにおいて第1目標ビデオを再生し、もしくは、現在の表示ページを横画面再生ページから縦画面再生ページに切り替えて該縦画面再生ページにおいて縦画面再生ページを用いて再生された最後の1つの履歴ビデオを再生する。

10

【0060】

本実施例に係る横画面インタラクション方法は、横画面再生モードと縦画面再生モードとの間の切り替えだけでなく、ビデオ再生リストに基づくビデオの切り替えも実現可能であり、さらに、横画面再生ページから個人ホームページに切り替えられた後、ユーザが個人ホームページを退出すると、横画面再生ページに切り替えられ、縦画面再生ページに切り替えられた後にユーザのトリガ操作に基づいて横画面再生ページに切り替えられることはなく、ユーザが横画面再生ページにおいて第1目標ビデオの視聴を継続できるようにでき、ユーザの操作をさらに簡略化し、ユーザの横画面インタラクション体験を向上させることができる。

20

【0061】

図9は、本開示の実施例に係る1つの横画面インタラクション装置の構造ブロック図である。該装置は、ソフトウェア及び/又はハードウェアにより実現可能であり、電子機器に配置可能であり、典型的に、スマートフォン又はタブレットコンピュータに配置されてもよく、横画面インタラクション方法を実行することで横画面インタラクションを行ってもよい。図9に示すように、本実施例に係る横画面インタラクション装置は、

横画面再生ページにおける第1表示領域内に作用する第1トリガ操作を受信し、前記第1表示領域が現在ビデオ作者の作者情報の表示領域を含み、前記現在ビデオ作者が前記横画面再生ページにおける第1目標ビデオの投稿者であるように構成される操作受信モジュール901と、

30

前記第1トリガ操作に応答し、前記横画面再生ページの第2表示領域内に前記現在ビデオ作者の目標ビデオリストを表示させ、前記目標ビデオリストに前記現在ビデオ作者が投稿した目標ビデオのビデオアイテムが含まれるように構成されるリスト表示モジュール902と、を含んでもよい。

【0062】

本実施例に係る横画面インタラクション装置は、操作受信モジュールにより横画面再生ページにおける第1目標ビデオの現在ビデオ作者の作者情報が表示されるための第1表示領域内に作用する第1トリガ操作を受信し、且つリスト表示モジュールにより該第1トリガ操作に応答し、横画面再生ページの第2表示領域内に現在ビデオ作者が投稿した目標ビデオのビデオアイテムを含む目標ビデオリストを表示させる。本実施例は、上記技術態様を採用し、縦画面再生ページ及び現在ビデオ作者の個人ホームページへの切り替えが必要なく、直接横画面再生ページにおいて現在ビデオ作者が投稿した目標ビデオのビデオアイテムを表示させることで、現在ビデオ作者のビデオのチェックに必要な操作を簡略化することができる。さらに、横画面再生ページから離れる必要がなく、直接横画面再生ページにおいて現在ビデオ作者が投稿した目標ビデオのビデオアイテムを表示させるため、ユーザが現在ビデオ作者のビデオをチェックするときに第1目標ビデオの視聴を継続できることを可能にし、ユーザの横画面での視聴体験を向上させる。

40

50

【0063】

例えば、前記目標ビデオは、第1目標ビデオ及び第2目標ビデオを含み、本実施例に係る横画面インタラクション装置は、前記横画面再生ページの第2表示領域内に現在ビデオ作者の目標ビデオリストを表示させた後、第2目標ビデオのビデオアイテムに作用するクリック操作が受信されると、前記横画面再生ページにおいて前記クリック操作によって選択した第2目標ビデオを再生するように構成されるビデオ再生モジュールをさらに含んでもよい。

【0064】

上記態様において、前記ビデオ再生モジュールは、第2目標ビデオのビデオアイテムに作用するクリック操作が受信されると、前記第1目標ビデオの第1履歴再生ポイントを前記第1目標ビデオが現在再生されている時点に更新して、前記第2目標ビデオの第2履歴再生ポイントを決定し、前記第2履歴再生ポイントを再生起点とし、前記横画面再生ページにおいて前記クリック操作によって選択した第2目標ビデオの再生を継続するように構成可能である。

10

【0065】

上記態様において、前記ビデオ再生モジュールはさらに、前記第2表示領域内での前記目標ビデオリストの表示を停止するように構成可能である。

【0066】

例えば、本実施例に係る横画面インタラクション装置は、前記第1トリガ操作に応答し、前記横画面再生ページにおいてチェックウィジェットを表示させるように構成されるウィジェット表示モジュールと、前記チェックウィジェットに作用する第2トリガ操作が受信されると、現在の表示ページを前記横画面再生ページから前記現在ビデオ作者の個人ホームページに切り替えて、前記個人ホームページにより前記現在ビデオ作者が投稿したビデオを展示させるように構成されるホームページ表示モジュールと、をさらに含んでもよい。

20

【0067】

例えば、本実施例に係る横画面インタラクション装置は、前記した、現在の表示ページを前記横画面再生ページから前記現在ビデオ作者の個人ホームページに切り替えた後に、前記個人ホームページにおける戻りウィジェットに作用する第3トリガ操作が受信されると、現在の表示ページを前記個人ホームページから前記横画面再生ページに切り戻し、前記横画面再生ページにおいて前記第1目標ビデオを再生して前記目標ビデオリストを表示させるように構成されるページ戻りモジュールをさらに含んでもよい。

30

【0068】

例えば、本実施例に係る横画面インタラクション装置は、前記横画面再生ページの第2表示領域内に現在ビデオ作者の目標ビデオリストを表示させる前に、現在ビデオ作者が投稿した横画面ビデオを目標ビデオとして取得し、前記横画面ビデオのビデオフレームの幅がビデオフレームの高さよりも大きくなるように構成されるビデオ決定モジュールをさらに含んでもよい。

【0069】

例えば、本実施例に係る横画面インタラクション装置は、前記横画面再生ページにおける閉じウィジェットに作用する第4トリガ操作が受信されると、現在の表示ページを前記横画面再生ページから縦画面再生ページに切り替えるように構成される縦画面切替モジュールと、前記縦画面再生ページにおいて前記第1目標ビデオを再生し、もしくは、前記縦画面再生ページにおいて前記縦画面再生ページを用いて再生された最後の1つの履歴ビデオを再生するように構成される縦画面再生モジュールと、をさらに含んでもよい。

40

【0070】

本開示の実施例に係る横画面インタラクション装置は、本開示の任意の実施例に係る横画面インタラクション方法を実行可能であり、横画面インタラクション方法の実行に対応する機能モジュール及び有益な効果を備える。本実施例において詳細に説明されていない技術的な細部は、本開示の任意の実施例に係る横画面インタラクション方法を参照可能で

50

ある。

【0071】

以下、図10を参照し、本開示の実施例の実現に適した電子機器（例えば、端末機器）1000の構造模式図を示す。本開示の実施例における端末機器には、携帯電話、ノートパソコン、デジタル放送受信機、PDA（パーソナルデジタルアシスタント）、PAD（タブレットコンピュータ）、PMP（ポータブルマルチメディアプレイヤー）、車載端末（例えば、車載ナビゲーション端末）等々のようなモバイル端末、及びデジタルTV、デスクトップ型コンピュータ等々のような固定端末が含まれてもよいが、これらに限定されない。図10に示す電子機器は一例に過ぎず、本開示の実施例の機能及び使用範囲に何らかの制限を与えるものではない。

10

【0072】

図10に示すように、電子機器1000は、処理装置（例えば、中央処理装置、グラフィックプロセッサなど）1001を含んでもよく、処理装置1001は、読み出し専用メモリ（ROM）1002に記憶されたプログラム、又は記憶装置1008からランダムアクセスメモリ（RAM）1003にロードされたプログラムに基づき、様々な適切な動作及び処理を実行することができる。RAM 1003には、電子機器1000の操作に必要な様々なプログラム及びデータがさらに記憶されている。処理装置1001、ROM 1002及びRAM 1003は、バス1004を介して互いに接続されている。入力/出力（I/O）インターフェース1005もバス1004に接続されている。

【0073】

通常、I/Oインターフェース1005には、例えば、タッチパネル、タッチパッド、キーボード、マウス、カメラ、マイク、加速度計、ジャイロスコープなどを含む入力装置1006、例えば、液晶ディスプレイ（LCD）、スピーカ、パイプレータなどを含む出力装置1007、例えば、磁気テープ、ハードディスクなどを含む記憶装置1008、及び通信装置1009が接続可能である。通信装置1009は、電子機器1000が他の機器と無線又は有線通信してデータを交換することを可能にする。図10に様々な装置を有する電子機器1000が示されているが、全ての示された装置を実施又は具備することは求められていないことが理解されるべきである。代わりに、より多い又はより少ない装置を実施又は具備してもよい。

20

【0074】

本開示の実施例によれば、上記のフローチャートを参照して記述した過程は、コンピュータソフトウェアプログラムとして実現可能である。例えば、本開示の実施例は、非一時的コンピュータ可読媒体に担持されたコンピュータプログラムを含むコンピュータプログラムプロダクトを含み、該コンピュータプログラムは、フローチャートに示す方法を実行するためのプログラムコードを含む。このような実施例において、該コンピュータプログラムは、通信装置1009によりネットワークからダウンロードされてインストールされてもよいし、記憶装置1008からインストールされてもよいし、ROM 1002からインストールされてもよい。該コンピュータプログラムが処理装置1001により実行されると、本開示の実施例の方法で限定される上記機能を実行する。

30

【0075】

なお、本開示の上述したコンピュータ可読媒体は、コンピュータ可読信号媒体であってもよいし、コンピュータ可読記憶媒体であってもよいし、上記両者の任意の組み合わせであってもよい。コンピュータ可読記憶媒体は、例えば、電気、磁気、光、電磁気、赤外線、又は半導体のシステム、装置又はデバイス、あるいは以上の任意の組み合わせであってもよいが、これらに限定されない。コンピュータ可読記憶媒体のより具体的な例示は、1つ又は複数のリード線を有する電氣的接続、ポータブルコンピュータディスク、ハードディスク、ランダムアクセスメモリ（RAM）、読み出し専用メモリ（ROM）、消去可能なプログラマブル読み出し専用メモリ（EPROM又はフラッシュメモリ）、光ファイバ、ポータブルコンパクトディスク読み出し専用メモリ（CD-ROM）、光記憶デバイス、磁気記憶デバイス、又は上記の任意の適切な組み合わせを含んでもよいが、これらに限

40

50

定されない。コンピュータ可読記憶媒体は、非一時的コンピュータ可読記憶媒体であってもよい。

【0076】

本開示において、コンピュータ可読記憶媒体は、命令実行システム、装置又はデバイスに使用可能な、又は命令実行システム、装置又はデバイスと合わせて使用可能なプログラムを含有又は記憶する任意の有形的な媒体であってもよい。本開示において、コンピュータ可読信号媒体は、ベースバンドで又は搬送波の一部として伝搬されるデータ信号を含んでもよく、その中にコンピュータ可読プログラムコードが担持されている。このような伝搬されるデータ信号は、様々な形式を採用することができ、電磁信号、光信号又は上記の任意の適切な組み合わせを含むが、これらに限定されない。コンピュータ可読信号媒体はさらに、コンピュータ可読記憶媒体以外の任意のコンピュータ可読媒体であってもよく、該コンピュータ可読信号媒体は、命令実行システム、装置又はデバイスに使用され、又は命令実行システム、装置又はデバイスと合わせて使用されるプログラムを送信、伝搬又は伝送することができる。コンピュータ可読媒体に含まれるプログラムコードは、任意の適切な媒体で伝送でき、電線、光ケーブル、RF（無線周波数）等々、又は上記の任意の適切な組み合わせを含むが、これらに限定されない。

10

【0077】

いくつかの実施形態において、クライアント、サーバは、HTTP（Hyper Text Transfer Protocol、ハイパーテキストトランスファープロトコル）のような、任意の現在知られている又は将来研究開発されるネットワークプロトコルを利用して通信することができ、且つ、任意の形式又は媒体のデジタルデータ通信（例えば、通信ネットワーク）と相互接続できる。通信ネットワークの例は、ローカルエリアネットワーク（「LAN」）、ワイドエリアネットワーク（「WAN」）、ネットワークオフネットワーク（例えば、インターネット）及びピアツーピアネットワーク（例えば、ad hocピアツーピアネットワーク）、及び任意の現在知られている又は将来研究開発されるネットワークを含む。

20

【0078】

上記コンピュータ可読媒体は、上記電子機器に含まれるものであってもよいし、単独で存在して該電子機器に取り付けられていないものであってもよい。上記コンピュータ可読媒体に1つ又は複数のプログラムが搭載され、上記1つ又は複数のプログラムが該電子機器により実行されると、該電子機器は、横画面再生ページにおける第1表示領域内に作用する第1トリガ操作を受信し、前記第1表示領域が現在ビデオ作者の作者情報の表示領域を含み、前記現在ビデオ作者が前記横画面再生ページにおける第1目標ビデオの投稿者であり、前記第1トリガ操作に応答し、前記横画面再生ページの第2表示領域内に前記現在ビデオ作者の目標ビデオリストを表示させ、前記目標ビデオリストに前記現在ビデオ作者が投稿した目標ビデオのビデオアイテムが含まれる。

30

【0079】

1種又は複数種のプログラミング言語又はそれらの組み合わせで本開示の操作を実行するためのコンピュータプログラムコードを作成することができ、上記プログラミング言語は、Java、Smalltalk、C++のようなオブジェクト指向プログラミング言語を含むが、これらに限定されず、「C」言語のような通常の手続型プログラミング言語又は類似するプログラミング言語をさらに含む。プログラムコードは、完全にユーザのコンピュータで実行されてもよいし、一部分的にユーザのコンピュータで実行されてもよいし、1つの独立したソフトウェアパッケージとして実行されてもよいし、部分的にユーザのコンピュータで部分的にリモートコンピュータで実行されてもよいし、もしくは、完全にリモートコンピュータ又はサーバで実行されてもよい。リモートコンピュータに関する場合、リモートコンピュータは、ローカルエリアネットワーク（LAN）又はワイドエリアネットワーク（WAN）を含む任意の種類ネットワークを介してユーザのコンピュータに接続することができ、もしくは、外部コンピュータに接続する（例えば、インターネットサービスプロバイダを利用してインターネットを介して接続する）ことができる。

40

50

【0080】

図面におけるフローチャート及びブロック図には、本開示の様々な実施例によるシステム、方法及びコンピュータプログラムプロダクトの実現可能なアーキテクチャ、機能及び操作が図示されている。この点で、フローチャート又はブロック図における各ブロックは、1つのモジュール、プログラムセグメント、又はコードの一部を表すことができ、該モジュール、プログラムセグメント、又はコードの一部は、所定のロジック機能を実現するための1つ又は複数の実行可能命令を含む。注意すべきものとして、代替としてのいくつかの実現において、ブロックに表記された機能は、図面に表記された順序と異なる順序で発生してもよい。例えば、2つの連続して示すブロックは、かかる機能によって、実際には基本的に並行して実行でき、それらは、逆の順序で実行されてもよい場合がある。注意すべきものとして、ブロック図及び/又はフローチャートにおける各ブロック、及びブロック図及び/又はフローチャートにおけるブロックの組み合わせは、所定の機能又は操作を実行する専用のハードウェアに基づくシステムで実現してもよいし、専用のハードウェアとコンピュータ命令との組み合わせで実現してもよい。

10

【0081】

本開示の実施例に記述されて係るユニットは、ソフトウェアの方式で実現されてもよいし、ハードウェアの方式で実現されてもよい。ここで、モジュールの名称は、ある場合において該ユニット自体を限定するものではない。

【0082】

本発明の以上に記述された機能は、少なくとも部分的に1つ又は複数のハードウェアロジックコンポーネントにより実行されてもよい。例えば、非限定的に、使用可能な例示的なタイプのハードウェアロジックコンポーネントは、フィールドプログラマブルゲートアレイ(FPGA)、特定用途向け集積回路(ASIC)、特定用途向け標準パーツ(ASSP)、システムオンチップのシステム(SOC)、複合プログラマブルロジックデバイス(CPLD)等々を含む。

20

【0083】

本発明のコンテキストにおいて、機器可読媒体は、命令実行システム、装置又はデバイスに使用され、又は命令実行システム、装置又はデバイスと合わせて使用されるプログラムを含有又は記憶できる有形的な媒体であってもよい。機器可読媒体は、機器可読信号媒体又は機器可読記憶媒体であってもよい。機器可読媒体は、電子、磁気、光、電磁気、赤外線、又は半導体のシステム、装置又はデバイス、又は上記内容の任意の適切な組み合わせを含んでもよいが、これらに限定されない。機器可読記憶媒体のより具体的な例は、1つ又は複数の線による電氣的接続、ポータブルコンピュータディスク、ハードディスク、ランダムアクセスメモリ(RAM)、読み出し専用メモリ(ROM)、消去可能なプログラマブル読み出し専用メモリ(EPROM又はフラッシュメモリ)、光ファイバ、ポータブルコンパクトディスク読み出し専用ディスク(CD-ROM)、光記憶デバイス、磁気記憶デバイス、又は上記内容の任意の適切な組み合わせを含む。

30

【0084】

本開示の1つ又は複数の実施例によれば、例1は、

横画面再生ページにおける第1表示領域内に作用する第1トリガ操作を受信し、前記第1表示領域が現在ビデオ作者の作者情報の表示領域を含み、前記現在ビデオ作者が前記横画面再生ページにおける第1目標ビデオの投稿者であることと、

40

前記第1トリガ操作にตอบสนองし、前記横画面再生ページの第2表示領域内に前記現在ビデオ作者の目標ビデオリストを表示させ、前記目標ビデオリストに前記現在ビデオ作者が投稿した目標ビデオのビデオアイテムが含まれることと、を含む横画面インタラクション方法を提供する。

【0085】

本開示の1つ又は複数の実施例によれば、例2は、前記目標ビデオが第1目標ビデオ及び第2目標ビデオを含み、前記横画面再生ページの第2表示領域内に現在ビデオ作者の目標ビデオリストを表示させた後に、

50

第2目標ビデオのビデオアイテムに作用するクリック操作が受信されると、前記横画面再生ページにおいて前記クリック操作によって選択した第2目標ビデオを再生することがさらに含まれる例1に記載の方法である。

【0086】

本開示の1つ又は複数の実施例によれば、例3は、前記した、前記横画面再生ページにおいて前記クリック操作によって選択した第2目標ビデオを再生することが、

前記第1目標ビデオの第1履歴再生ポイントを前記第1目標ビデオが現在再生されている時点に更新して、前記第2目標ビデオの第2履歴再生ポイントを決定することと、

前記第2履歴再生ポイントを再生起点とし、前記横画面再生ページにおいて前記クリック操作によって選択した第2目標ビデオの再生を継続することと、を含む例2に記載の方法である。

10

【0087】

本開示の1つ又は複数の実施例によれば、例4は、

前記第2表示領域内での前記目標ビデオリストの表示を停止することをさらに含む例2に記載の方法である。

【0088】

本開示の1つ又は複数の実施例によれば、例5は、

前記第1トリガ操作にตอบสนองし、前記横画面再生ページにおいてチェックウィジェットを表示させることと、

前記チェックウィジェットに作用する第2トリガ操作が受信されると、現在の表示ページを前記横画面再生ページから前記現在ビデオ作者の個人ホームページに切り替えて、前記個人ホームページにより前記現在ビデオ作者が投稿したビデオを展示させることと、をさらに含む例1に記載の方法である。

20

【0089】

本開示の1つ又は複数の実施例によれば、例6は、前記した、現在の表示ページを前記横画面再生ページから前記現在ビデオ作者の個人ホームページに切り替えた後に、

前記個人ホームページにおける戻りウィジェットに作用する第3トリガ操作が受信されると、現在の表示ページを前記個人ホームページから前記横画面再生ページに切り戻し、前記横画面再生ページにおいて前記第1目標ビデオを再生して前記目標ビデオリストを表示させることがさらに含まれる例5に記載の方法である。

30

【0090】

本開示の1つ又は複数の実施例によれば、例7は、前記横画面再生ページの第2表示領域内に現在ビデオ作者の目標ビデオリストを表示させる前に、

現在ビデオ作者が投稿した横画面ビデオを目標ビデオとして取得し、前記横画面ビデオのビデオフレームの幅がビデオフレームの高さよりも大きいことがさらに含まれる例1~6のいずれか一例に記載の方法である。

【0091】

本開示の1つ又は複数の実施例によれば、例8は、

前記横画面再生ページにおける閉じウィジェットに作用する第4トリガ操作が受信されると、現在の表示ページを前記横画面再生ページから縦画面再生ページに切り替えることと、

40

前記縦画面再生ページにおいて前記第1目標ビデオを再生し、もしくは、前記縦画面再生ページにおいて前記縦画面再生ページを用いて再生された最後の1つの履歴ビデオを再生することと、をさらに含む例1~6のいずれか一例に記載の方法である。

【0092】

本開示の1つ又は複数の実施例によれば、例9は、

横画面再生ページにおける第1表示領域内に作用する第1トリガ操作を受信し、前記第1表示領域が現在ビデオ作者の作者情報の表示領域を含み、前記現在ビデオ作者が前記横画面再生ページにおける第1目標ビデオの投稿者であるように構成される操作受信モジュールと、

50

前記第 1 トリガ操作に応答し、前記横画面再生ページの第 2 表示領域内に前記現在ビデオ作者の目標ビデオリストを表示させ、前記目標ビデオリストに前記現在ビデオ作者が投稿した目標ビデオのビデオアイテムが含まれるように構成されるリスト表示モジュールと、を含む横画面インタラクション装置を提供する。

【 0 0 9 3 】

本開示の 1 つ又は複数の実施例によれば、例 1 0 は、

1 つ又は複数のプロセッサと、

1 つ又は複数のプログラムを記憶するように構成されるメモリとを含み、

前記 1 つ又は複数のプログラムが前記 1 つ又は複数のプロセッサにより実行されると、前記 1 つ又は複数のプロセッサは例 1 ~ 8 のいずれか一例に記載の横画面インタラクション方法を実現する電子機器を提供する。

10

【 0 0 9 4 】

本開示の 1 つ又は複数の実施例によれば、例 1 1 は、コンピュータプログラムが記憶されたコンピュータ可読記憶媒体を提供し、該プログラムがプロセッサにより実行されると、例 1 ~ 8 のいずれか一例に記載の横画面インタラクション方法を実現する。

【 0 0 9 5 】

また、特定の順番で各操作を記述したが、これらの操作を示された特定の順番又は正方向の順番で実行する必要があると理解されるべきではない。一定の環境において、マルチタスク及び並行処理が有利である可能性がある。同様に、以上の検討には複数の具体的な実現詳細が含まれているが、これらは本開示の範囲を限定するものと理解されるべきではない。単独の実施例のコンテキストに記述された一部の特徴は、組み合わせて単一の実施例で実現されてもよい。逆に、単一の実施例のコンテキストに記述された様々な特徴は、単独で、又は任意の適切なサブ組み合わせの方式で複数の実施例で実現されてもよい。

20

【 0 0 9 6 】

構造的特徴及び / 又は方法ロジック動作に特定された言語を用いて本主題を記述したが、添付の特許請求の範囲に限定される主題は、必ずしも上述した特定の特徴又は動作に限定されないことが理解されるべきである。逆に、上述した特定の特徴及び動作は、特許請求の範囲を実現する例示的な形式に過ぎない。

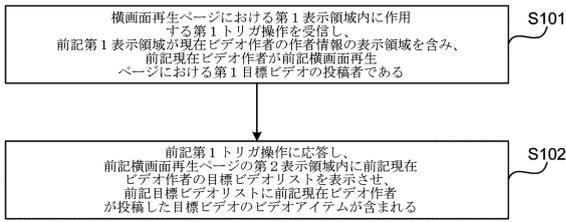
30

40

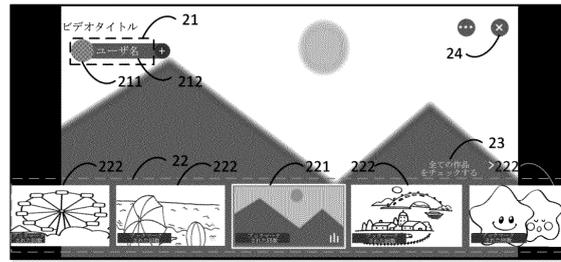
50

【図面】

【図 1】

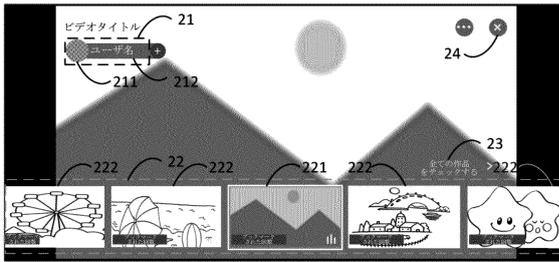


【図 2】

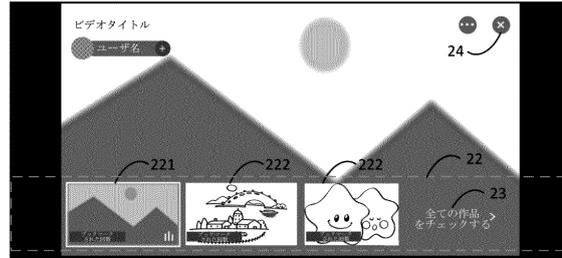


10

【図 3】

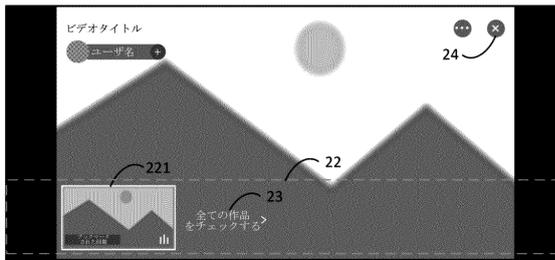


【図 4】

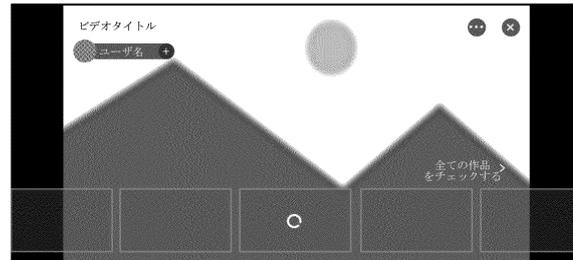


20

【図 5】



【図 6】

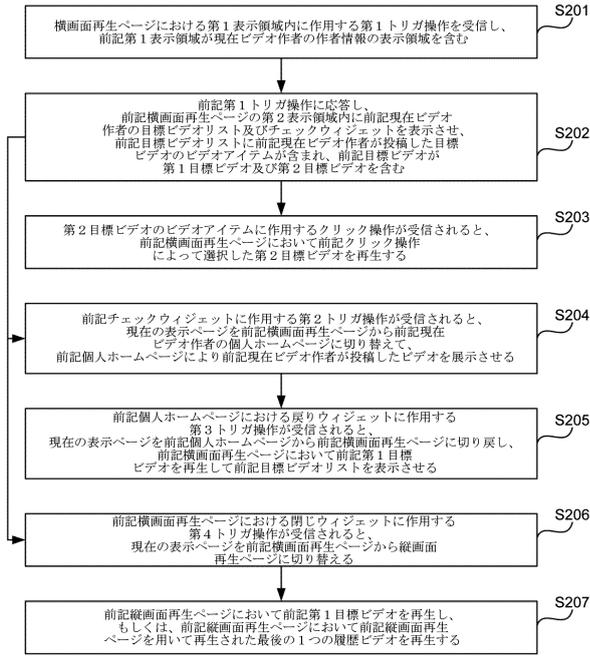


30

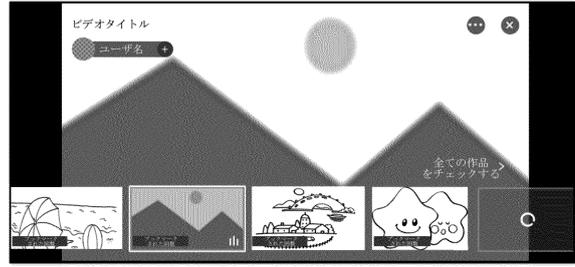
40

50

【 図 7 】



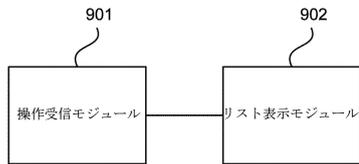
【 図 8 】



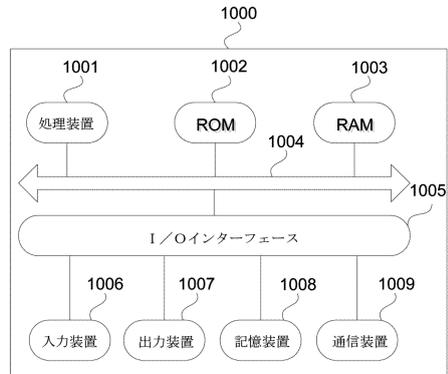
10

20

【 図 9 】



【 図 10 】



30

40

50

フロントページの続き

- 弁理士 伊東 忠彦
(74)代理人 100135079
弁理士 宮崎 修
- (72)発明者 鄭起凡
中国北京市海淀区知春路63号中国衛星通信ビル今日頭条小郵便局 100190
- (72)発明者 阮聞涛
中国北京市海淀区知春路63号中国衛星通信ビル今日頭条小郵便局 100190
- 審査官 塚田 肇
- (56)参考文献 中国特許出願公開第109120981(CN, A)
特開2009-081732(JP, A)
中国特許出願公開第111049976(CN, A)
桑名 由美 YUMI KUWANA, YouTube完全マニュアル 第1版, 第1版, 株式会社
秀和システム 斉藤 和邦, 2018年07月01日, 第43頁
- (58)調査した分野 (Int.Cl., DB名)
G06F 3/01, 3/048-3/04895
H04N 21/431
H04N 21/482